

平成十九年九月二十七日提出
質 問 第 六 一 号

省庁間で交わされる覚書に関する質問主意書

提出者 武正公一

省庁間で交わされる覚書に関する質問主意書

政府の国民への説明責任を果たすため省庁間で結んでいる覚書の存在を明確にし、省庁間の垣根を低くする対策は緊急を要すると考える。

従って、次の事項について質問する。

- 一 第二次大戦後、各省庁間で交わされた覚書の数をそれぞれ省庁対省庁別に明らかにされたい。
- 二 右一のうち現在も効力を持っている数をそれぞれ同様に明らかにされたい。
- 三 政府はこれらの覚書は省庁間の垣根となつていないと認識しているか。また、今後見直しをする必要性があると考えているか、見解を述べられたい。

右質問する。